

公布された規則のあらまし

災害救助法施行細則の一部を改正する規則（規則第 18 号）

- 1 知事が災害救助法による救助を行うために支出することができる費用の額を改めることとした。（別表第 1 関係）
- 2 この規則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行することとした。

佐賀県個人情報保護条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則（規則第 19 号）

佐賀県個人情報保護条例の一部を改正する条例（平成 29 年佐賀県条例第 16 号）附則第 1 項ただし書に規定する規定の施行期日は、平成 30 年 4 月 1 日とすることとした。

佐賀県個人情報保護条例施行規則及び知事が取り扱う個人情報の保護に関する規則の一部を改正する規則（規則第 20 号）

1 佐賀県個人情報保護条例施行規則の一部改正関係

本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要する記述等として、次に掲げる事項を内容とする記述等を定めることとした。（第 3 条関係）

- (1) 身体障害者福祉法別表に掲げる身体上の障害があること。
- (2) 知的障害者福祉法という知的障害があること。
- (3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律という精神障害（発達障害者支援法第 2 条第 2 項に規定する発達障害を含み、(2)に掲げるものを除く。）があること。
- (4) 治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 4 条第 1 項の政令で定めるものによる障害の程度が同項の厚生労働大臣が定める程度であるものがあること。
- (5) 本人に対して医師その他医療に関連する職務に従事する者（(6)において「医師等」という。）により行われた疾病の予防及び早期発見のための健康診断その他の検査（(6)において「健康診断等」という。）の結果
- (6) 健康診断等の結果に基づき、又は疾病、負傷その他の心身の変化を理由として、本人に対して医師等により心身の状態の改善のための指導又は診療若しくは調剤が行われたこと。
- (7) 本人を被疑者又は被告人として、逮捕、搜索、差押え、勾留、公訴の提起その他の刑事事件に関する手続が行われたこと。
- (8) 本人を少年法第 3 条第 1 項に規定する少年又はその疑いのある者として、調査、観護の措置、審判、保護処分その他の少年の保護事件に関する手続が行われたこと。

2 知事が取り扱う個人情報の保護に関する規則の一部改正関係

本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして規則で定める記述等が含まれる個人情報及びこれらの収集根拠について、個人情報取扱事務登録簿に登録することとした。（第 2 条及び様式第 1 号関係）

3 この規則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行することとした。

佐賀県企業立地の促進に関する条例施行規則の一部を改正する規則（規則第 21 号）

- 1 企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律が改正されたことに伴い、所要の改正を行うこととした。
- 2 この規則は、公布の日から施行することとした。
- 3 所要の経過措置を定めることとした。